

2019年株主総会に向けての留意点

日比谷パーク法律事務所
弁護士 松 山 遙

第1 はじめに

1 昨年の不祥事の状況

ここ数年、取締役会の改革や社外取締役の役割などガバナンスの強化に注目が集まっていた。

↓

しかし、一昨年から昨年にかけて企業不祥事が多発。

日本を代表する著名企業で、海外子会社の不正会計による決算延期、無資格者による検査、品質偽装、談合などの組織的な関与の疑われる不祥事が相次いだ。経営トップによる不正リスクも顕在化。

↓

コンプライアンス体制の構築

監査役の役割・職務

監査役と内部監査部門・会計監査人との連携（三様監査）

・・・などの重要性が再認識される。

2 法改正等の検討状況

本年総会で新たに対応しなければならない法改正等は特になし。

↓

しかし、新たな改正に向けた動きあり。

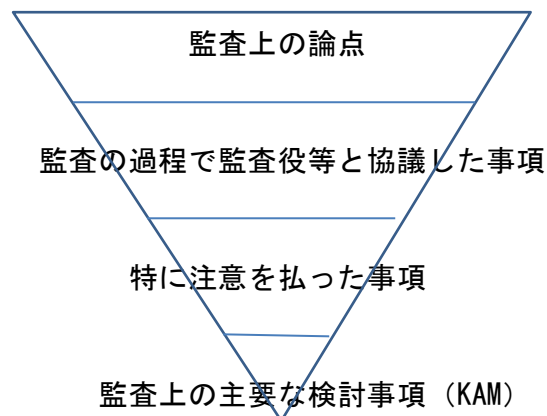
➤ 本年1月16日に会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案が決定された。

株主総会資料の電子化、株主提案権の制限、社外取締役の義務化、役員報酬制度の見直しなどが議論されている。

- 2018年6月にコーポレートガバナンス・コード（CGコード）が改訂されたほか、投資家と企業の対話ガイドライン（対話ガイドライン）も策定。
経営トップのサクセッションプランの必要性、社外取締役を主要メンバーとする指名・報酬諮問委員会の活用拡大などが要請されている。
- 2018年1月の企業内容等開示府令の改正を受けて、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示例の公表。
さらに、2018年11月に企業内容等開示府令の改正案が公表され、建設的な対話の促進に向けた情報提供として、①役員報酬に関する開示拡大、②政策保有株式に関する開示項目の追加などが提案されている（本年有価証券報告書等から対応）。
- 2018年7月に改訂監査基準が公表。金商法に基づく企業の財務諸表の監査報告書へ「監査上の主要な検討事項」（KAM）の記載が求められる。
東証一部上場企業に対して早期適用が要請されている（実際に早期適用する会社はさほど多くならない模様）。

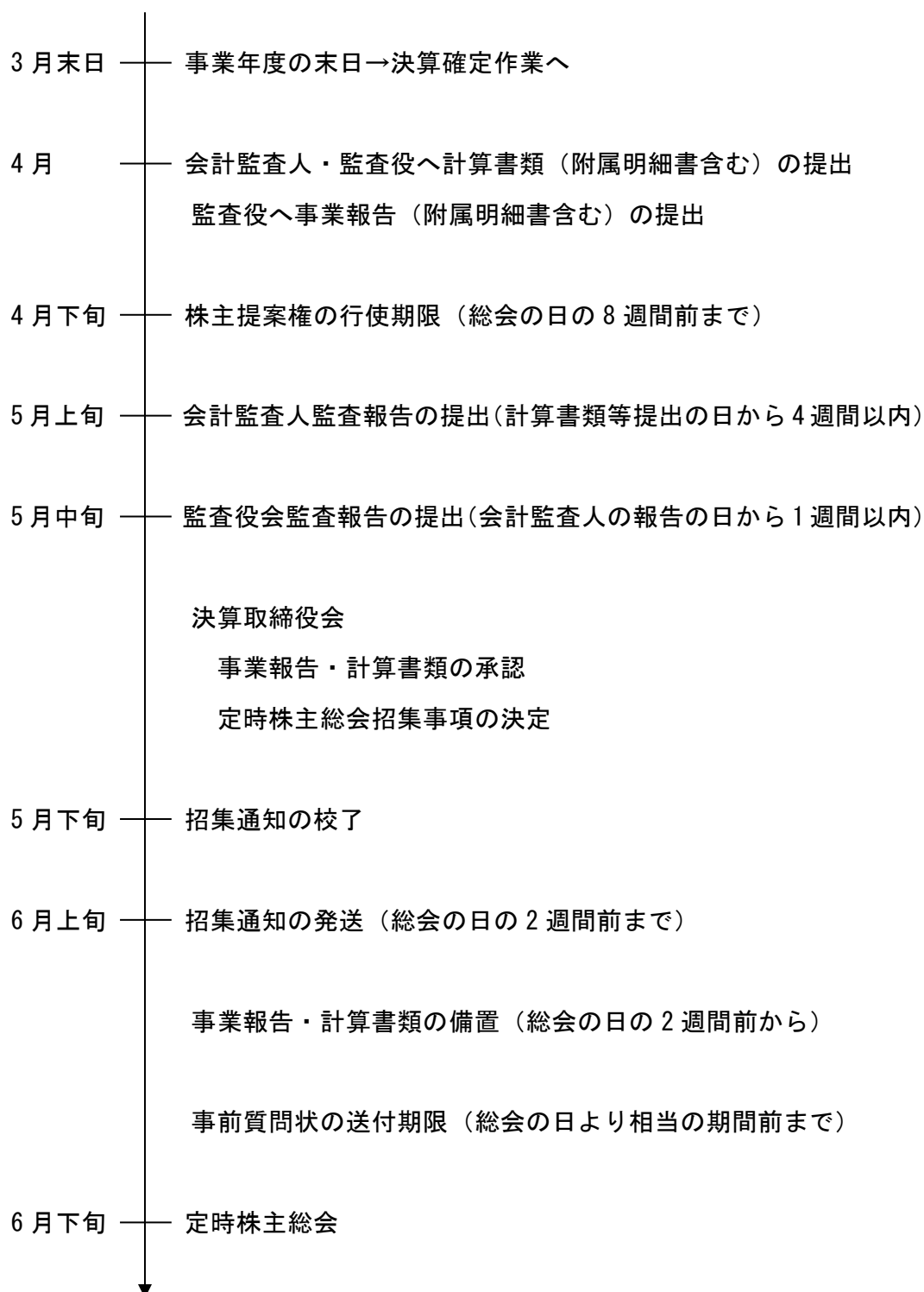
3 監査上の主要な検討事項（KAM）

監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項を、「監査上の主要な検討事項」（KAM）として開示することが求められる。



第2 株主総会までのスケジュールと準備

1 株主総会までのスケジュール



2 スケジュールについて

CG コードでは、基本原則として株主の権利・平等性の確保が掲げられており、株主総会における権利行使が適切に行われるような環境整備が求められている。

(1) 招集通知の早期発送や HP 等への掲載

株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、早期発送に努めるとともに、招集通知発送までの間に TDnet や HP で公表すべきである。

↓

招集通知の発送前 WEB 開示を行う企業が増加。
開示時期も早期化している。

(2) 総会開催日の検討

株主との建設的な対話の充実、そのための正確な情報提供等の観点から、総会開催日等につき適切な設定を行うべきである。

↓

開催日の集中度は減少傾向。

(3) 招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用

海外機関投資家等の比率をふまえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を進めるべきである。

↓

機関投資家からはプラットフォーム利用についての要望が強い。
英訳については、外国人株主比率等を勘案して費用対コストを検討すべき。

(4) 実質株主の総会への出席

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が総会で自ら議決権行使等を行うことをあらかじめ希望する場合の対応を準備すべきである。

↓

株懇「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」に基づき、実質株主の入場を認める会社も増えつつある。

3 招集決定までに検討しておくべき事項

(1) 会計監査人の評価・再任の是非

- 監査役会で会計監査人の選任・解任・不再任議案を決定し（会社法 344 条 1 項）、当該候補者を会計監査人候補者とした理由を開示しなければならない（会社法施行規則 81 条 2 号）¹。

会計監査人の報酬等の額についても、監査役会が同意した理由について開示しなければならない（規則 126 条 2 号）。

- 監査役は外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための基準を策定すべきである（CG コード補充原則 3-2①）。

↓

監査役会としては、株主総会の招集決定までの間に、当該会計監査人を評価基準に従って評価し、不再任とする必要がないかどうかを検討する必要がある。

会計監査人から監査結果の報告を受けるだけでなく、ガバナンス状況等についても報告を受けて確認するほか、会社の経理部（会計監査を受ける側）等にも監査の状況・問題点の有無を確認して、会計監査人の再任の是非を検討すべき。

(2) 内部監査部門における監査実績の評価

- 大会社は、内部統制システムの決定の概要だけでなく、運用状況も事業報告で開示しなければならない（規則 118 条 2 号）。
- 監査役は、内部統制システムの決定・運用が相当かどうかにつき意見がある場合には監査報告で記載しなければならない（規則 129 条 1 項 5 号）。

↓

監査役会は、内部監査部と連携し、当該事業年度における内部監査の実績・結果の報告を受け、内部統制の運用状況を確認しておくことが重要となる。

¹ 以下、会社法施行規則を単に「規則」と表記し、会社計算規則は「会社計算規則」と表記する。

監査委員会・監査等委員会の場合には、内部統制システムを通じた組織監査が想定されており、内部監査部門の監査状況をモニタリングする必要あり。

(3) 指名・報酬の決定プロセスの相当性（監査等委員会の場合）

監査等委員会設置会社では、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の指名・報酬についての意見を決定しなければならない（会社法 399 条の 2 第 3 項 3 号）。

↓

株主総会の招集決定において取締役選任議案が承認されるのに先立ち、監査等委員会において、取締役候補者の指定に係る方針・プロセスが適切だったのかどうかを確認し、監査等委員会としての意見について協議しておく必要がある。

↓

どのようにして指名の方針・プロセスを確認すべきか？

任意の指名・報酬諮問委員会を設置している場合には、当該委員会における審議のプロセスやどのような協議がなされたのかを確認する。

任意の諮問委員会を設置していない場合には、具体的な指名プロセスがどうなっているのかを確認する。

※ 監査役会設置会社・監査等委員会設置会社であっても、指名・報酬に関する任意の諮問委員会を設置し、社外取締役を関与させることが強く提言されている（CG コード原則 4-10）。

(4) 監査役選任議案への同意

- 株主総会に監査役選任議案を提出するには、監査役会の同意を得なければならない（会社法 343 条 1 項）。
- 監査役のうち 1 名以上は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任すべきである（CG コード原則 4-11）。さらに改訂案では、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見

を有している者が1名以上選任されるべきとされている。

- 機関投資家の中には、社外役員の独立性を判断するための要素として任期の上限を設けるところがある。

↓

社外監査役の任期に上限（2期あるいは3期）を設けるべきかどうか。

社外監査役に求める経験・知見について基準を検討しておく必要はないか。

常勤監査役・社外監査役のサクセッションについて、指名委員会又は監査役会はどのように関与すべきか。

・・・などの点を検討しておく必要あり。

(5) 株主提案が出された場合の確認事項

昨年6月総会における株主提案が出された会社数（42社）は過去最多を更新（うち2社では株主提案に係る議案が承認可決された）。

- 株主提案の要件について

個別株主通知の有無、株式保有要件（株式数・期間）を確認する。

- 株主提案の内容について

定款変更議案、役員選任議案、剰余金処分議案が多い。

拒絶事由

- ① 法令・定款違反かどうか
- ② 実質的に同一議案について総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過しているかどうか

- 取締役会の意見について

意見の内容・記載量は適切かどうか

- 会社法改正要綱案

提案できる議案数・目的等によって制限を加える方向性

第3 監査報告の作成

1 監査報告の記載事項

(1) 会計監査に係る記載事項

会計監査に関しては、会計の専門家である会計監査人がまず監査を実施し、その報告を受けた上で監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する（会計監査人監査を前提とした監査）。

➤ 会計監査人の会計監査報告

- 会計監査人の監査の方法及びその内容(会社計算規則 126 条 1 項 1 号)
- 計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見（2 号）
 - 無限定適正意見
 - 除外事項を付した限定適正意見
 - 不適正意見
- 2 号の意見がないときはその旨及びその理由（3 号）
 - 会計監査人が意見を表明するための合理的な基礎が得られなかったと判断した場合には意見が表明されない。例としては、重要な監査手続を実施できなかったとき、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について財務諸表に与える影響が複合的かつ多岐にわたるとき、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を呈示しないとき、など。
- 追記情報（4 号）
 - 継続企業の前提に関する注記
 - 正当な理由による会計方針の変更
 - 重要な偶発事象
 - 重要な後発事象
- 会計監査報告を作成した日（5 号）

- 監査役・監査役会の会計監査報告（会社計算規則 127 条，128 条）
 - 監査役の監査の方法及びその内容（1 号）
 - 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときはその旨・その理由（2 号）
 - 会計監査人の適格性，監査手続，監査計画，監査実施状況，監査役監査との整合性等を考慮して，方法及び内容（監査結果）の相当性を判断する。
 - 重要な後発事象（3 号）
 - 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項（4 号）
 - CG コードで会計監査人評価基準を策定することが求められている。
当該基準に従って会計監査人の独立性に関する内規，監査の品質管理のための社内体制等を確認する必要あり。
 - 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由（5 号）
 - 監査の信頼性の限界についての注意喚起であり，これによって社内の協力を得やすくする効果が期待される。

(2) 業務監査に係る記載事項

業務監査に関しては，監査役が監査を行い，それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。

- 監査役・監査役会の業務監査報告（規則 129 条 1 項，130 条 2 項）
 - 業務監査の方法及び内容（1 号）
 - 事業報告・附属明細書が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見（2 号）
 - 取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実（3 号）
 - 取締役が関与する不祥事が起きた場合には，ここで指摘する。ただし，「重大な事実」なので，重大性の判断基準を検討する必要あり。

- 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由(4号)
- 大会社における「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての決定・運用等の記載があるときはそれに対する意見(5号)
→内部統制システムの決定概要だけでなく、運用状況の相当性についてもチェックする必要あり。
従業員による不祥事が起きた場合には、内部統制システムに不備がなかったかどうかを検討し、ここで指摘する必要あり。
- 親会社との取引(個別注記表において注記を要するもの)について、会社の利益を害さないように留意した事項等の記載があるときはそれに対する意見(5号)
→親会社取引の相当性については、取締役会・社外取締役だけでなく、監査役も検討する必要あり。
- 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見(6号)

2 監査役会における審議

(1) 協議の方法

監査報告を作成する場合には、監査役会は、1回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により監査役会監査報告の内容を審議しなければならない(規則130条3項、会社計算規則128条3項)。

もともと監査役会では決議の省略(書面決議)は認められていないのであるが、監査報告作成の場面については特に審議の機会を設けるべき点を明文化したものである。

(2) 監査報告の作成

監査役会は、監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会監査報告を作成する(規則130条、会社計算規則128条)。

監査役会の結論は多数決で決せられるが(会社法393条1項)、これらの事

項について異なる意見を有する監査役は、当該事項に係る自らの監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる（規則 130 条 2 項、会社計算規則 128 条 2 項）。

↓

監査役は独任制の機関であり、多数決と異なる意見を有するときは、それを付記することができる。

この点は、監査等委員・監査委員たる取締役にも認められている。

3 非常時対応

(1) 無限定適正意見とならなかった場合

会計監査人設置会社において、会計監査人から無限定適正意見があり、監査役から会計監査人の監査の方法又は結果の相当性に異議が出なかった場合には、計算書類を報告事項とすることができる（会社法 439 条）。

↓

仮に万一、会計監査人から無限定適正意見がとれなかった場合、監査役の誰かから相当性に異議が出された場合には、計算書類を決議事項として付議しなければならない。

(2) 当社において不祥事が起きた場合

➤ 役員による不祥事

監査役は、「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実」を監査報告に記載しなければならない。

→当該不祥事が「重大」かどうかを判断し、記載するかどうかを検討しなければならない。

仮に「重大」でないと監査報告に記載しなかったとしても、事業報告における「当該事業年度における事業の経過及び成果」あるいは「対処すべき課題」、あるいは、社外監査役の不祥事対応として何らかのコメントを記載する例もある。

➤ 従業員による不祥事

監査役は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての取締役会決議の内容及び運用の相当性について監査報告に記載しなければならない。

→当該不祥事が発生したことにより内部統制システムの決定・運用が相当だったのかが問題となるため、この相当性についての記載をどうすべきか検討する必要あり。

仮に内部統制システムの決定・運用は相当だったとして監査報告に記載しなかったとしても、上記と同様、事業報告にて何らかのコメントを記載する例もある。

第4 株主総会当日の対応

1 説明義務

会社役員は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次の場合を除く（会社法314条）。

- ① 当該事項が株主総会の目的事項に関しないものである場合
- ② その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合
- ③ 正当な理由がある場合として法務省令（規則71条）で定める場合
 - ✓ 当該事項について説明をするために調査が必要である場合（事前質問状が出された場合、調査が著しく容易な場合を除く）
 - ✓ 当該事項について説明をすることにより会社その他の者の権利を侵害することとなる場合
 - ✓ 株主が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
 - ✓ 上記のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

監査役も会社役員として説明義務を負う。近年では、監査役・社外監査役を名指しした質問も散見される。

2 質問された場合の対応

原則として、株主の質問に対しては丁寧に回答するのが主流。

しかし、質問内容によっては回答してはいけない事項もあり、注意が必要。

(1) 回答してはいけない事項

➤ 企業秘密に関わる事項

基本的には、決算説明会等で開示済みの事項はコメントし、それ以外は慎重に対応する。

➤ 第三者との契約違反になる事項

他社との業務提携の内容など守秘義務違反となり得る事項については、
回答しない。

➤ 他社への非難・中傷ととられかねない事項

他社との業績比較、他社を例とした不祥事対応など、他社に関わる質問
については、慎重に回答する。

(2) 回答すべきかどうか悩ましい事項

➤ 子会社に関する質問にどこまで回答するか

子会社に関する質問については、連結に影響があるとはいえ他社に関する
事項であり、どこまで回答すべきかの判断が難しい（特に、子会社
で不祥事があった場合、子会社の業績が低迷している場合など）。

✓ 会社法改正を受けて子会社管理の重要性が指摘されており、企業集団
における内部統制システムについても重要性が高まっているため、子
会社の内部統制システムに関する質問に対してはある程度具体的に
回答する必要がある。

✓ 特定の子会社の不祥事により連結決算に影響が出ている場合には、当
該不祥事に関して質問が出る可能性が高い。

事実関係・再発防止策につきどのような報告を受けているのか、子会
社役員の責任をどう考えているのかなどの点については、親会社（大
株主）としてきちんと回答する必要がある。

➤ 不確定な将来の事項を質問された場合にどう回答するか

将来の業績予想・事業再開の見通しなど、未公表の重要事実を開示して
しまうリスクがある。未公表の事実かどうか、既の開示・リリース済み
の事実かどうかを確認しておく必要あり。

回答担当役員が複数にわたる場合、回答が異なることがないよう、回答
内容をあらかじめ統一しておくべき。

(3) 社外監査役への質問

ここ数年、社外取締役・社外監査役への質問も増加傾向にあり、実際に社外役員に回答させる例も散見される。

↓

社外役員から回答した方がよい質問として、

- 社外取締役が監査委員会・監査等委員会の委員長を務めている場合
当該委員会の活動状況などを質問されたのに対し、委員長を差し置いて社内出身の委員が回答するのは不自然。委員長から回答してもらうべき。
- 独立社外の立場からの意見を求められた場合
質問内容によっては議長判断で適任者を指名すればよく、必ずしも社外役員を指名しなくてもよい。しかし、社外役員を入れてガバナンス・コンプライアンスの強化を図っている以上、社外役員から回答してもらった方が印象が良い。社内取締役・監査役が回答した後でもよいので、社外役員から回答することを検討すべき。

↓

社外取締役・社外監査役にも回答してもらう場合には、社外取締役・社外監査役用の想定問答を準備し、どのような質問が来たら回答者を誰にするのかを取り決めておく必要あり。

社外取締役・社外監査役に総会リハーサルに出席してもらう例もある。

以上